さくら市社会福祉協議会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款 第36条の規定により、定款の施行について必要な事項を定める。

第2章 役 員

(役員の選任)

- 第2条 役員については、会員のうち次の各号に掲げる団体・機関が推薦する者及び理事 会が推薦する学識経験者のなかから、それぞれ次の各号に定める数を評議員会において 選任する。
 - (1) 民生児童委員連合会 1名
 - (2)区 長 会 1名
 - (3) 市 議 会 1名
 - (4) 高齢者団体 1名
 - (5) 当事者団体 1名
 - (6) 女性及び青年団体 1名
 - (7) 社会福祉施設 1名
 - (8) 教育関係団体 1名
 - (9) 学識経験者
 - 4名
 - (10) 関係行政機関 2名

(委嘱手続)

- 第3条 評議員会により役員に選任され、就任しようとする者は、就任承諾書を会長あて に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の就任承諾書を提出した者から履歴書を徴し、法令等で定める欠格事項 について確認するものとする。
- 3 会長は、第2項の確認を行なった後に、役員となるべき者に対し委嘱状を交付するも のとする。
- 4 会長は、役員に欠員が生じたときは、速やかに所定の手続きを経て補欠選任をしなけ ればならない。

(中途退任)

第4条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらか じめ会長に書面で届け出るものとする。

第3章 理事会

(報告事項)

- 第5条 理事会へ報告すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 監事による監査結果
 - (2) 本会定款第11条第1項の規定に基づく会長の専決に属する事項
 - (3) その他役員から報告を求められた事項

(関係者の出席)

第6条 議長が必要と判断した場合には、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

- 第7条 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び 結果を記録させることができる。
- 2 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(召集手続き)

第8条 会長は、理事会を招集するときは、召集の日時、場所及び会議に付すべき事項を 記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(書面議決)

- 第9条 理事会に付議すべき事項で急を要するもの及び臨時的かつ軽易なものについては、 前条の規定にかかわらず書面により賛否の決議をするこつができる。
- 2 前項の規定により、書面決議をした場合は、会長は、その決議の結果及び処理の結果 を各理事に通知しなければならない。

第4章 評議員会

(評議員の選任)

第10条 評議員については、会員のうち次の各号に掲げる団体及び機関が推薦する者の なかから、それぞれの号に定める数を理事会において選任する。

(1)	区長会	3名
(2)	民生児童委員協議会	3名
(3)	高齢者団体	1名
(4)	その他の当事者団体	2名
(5)	女性団体及び青年団体	1名
(6)	ボランティア団体	2名
(7)	社会福祉施設	2名
(8)	産業経済団体	2名
(9)	教育関係団体	1名
(10)	保健医療関係団体	1名
(11)	市議会	1名
(12)	行政職員	1名
(13)	学識経験者	3名
(14)	その他の社会福祉関連団体	3名

(委嘱手続)

- 第11条 理事会により評議員に選任され、就任しようとする者は、就任承諾書を会長に 提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の就任承諾書を提出した者から履歴書を徴し、法令等で定める欠格事項 について確認するものとする。
- 3 会長は、第2項の確認を行なった後に、評議員となる者に対し委嘱状を交付するものとする。
- 4 会長は、役員の任期満了前理事会において、次期評議員となるべき者について理事会の同意を得るものとする。
- 5 会長は、評議員に欠員が生じたときは、速やかに所定の手続きを経て補欠選任をしな ければならない。

(関係者の出席)

第12条 議長が必要と判断した場合には、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容 等について説明させることができる。

(議事録)

- 第13条 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過 及び結果を記録させることができる。
- 2 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。 (招集手続)
- 第14条 会長は、評議員会を招集するときは、招集の日時、場所及び会議に付すべき事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第5章 職員、施設及び受託事業

(職員の委嘱)

- 第15条 会長は、必要に応じ、さくら市と協議のうえ、当該市職員を本会の職員に委嘱 することができる。
- 2 前項による職員の派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律(平成12年法律第50条)及びさくら市の公益法人等への職員の派遣に関する 条例によるものとする。

(職員の派遣)

第16条 会長は、研修又は関係業務のため本会職員を関係行政機関及び団体に派遣することができる。

(施設運営)

- 第17条 施設の運営に関しては、関係法令及び関係通知に定めるところによる。 (受託事業)
- 第18条 受託事業については、委託契約条項のほか、関係要綱、通知に定めるところによる。

第6章 その他

(変更)

- 第19条 この細則を変更しようとするときは、理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得なければならない。
- 第20条 この細則の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この細則は平成17年 4月1日から施行する。

附則

この細則は平成21年 5月25日から施行する。